

綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業

入札説明書

令和 8 年 8 月

神奈川県内広域水道企業団

目 次

○ 用語の定義.....	1
○ 本書の位置づけ.....	3
○ 入札公告兼入札説明書.....	3
第1章 本事業の概要	4
1 事業内容に関する事項.....	4
(1) 事業名称.....	4
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	4
(3) 事業場所.....	4
(4) 事業形態.....	4
2 提案上限価格.....	5
第2章 事業者の参加及び応募者の手続き等に関する事項	6
1 事業者の参加.....	6
(1) 事業者の参加及び選定スケジュール.....	6
(2) 応募者の手続き等.....	6
第3章 入札参加資格要件	11
1 競争参加資格.....	11
(1) 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業に共通する事項.....	11
(2) 応募者及び入札参加者の構成等.....	11
(3) 事業別事項.....	12
2 各業務における参加資格要件.....	12
(1) 工事を実施する企業の要件.....	12
(2) 設計業務を実施する企業の要件.....	13
(3) 維持管理業務を実施する企業の要件.....	14
第4章 落札候補者及び落札者の決定	15
1 入札参加者の評価方法.....	15
2 落札候補者及び落札者の決定.....	15
3 低入札価格調査.....	15
4 入札保証金及び契約保証金.....	15
5 低入札価格調査対象者との契約.....	16
6 落札後の手続き.....	16
7 その他.....	16

○ 用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
5 事業者	企業団を含む神奈川県営水道、横浜市営水道、川崎市営水道、横須賀市営水道をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
事業範囲	沈でん池設備整備事業で工事又は維持管理を行う施設の範囲をいう。
応募者	本事業に応募する単体企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
入札参加者	応募者のうち本事業への入札を行った者をいう。
構成企業	応募者を構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価方式による落札者の選定に当たり、評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会をいう。
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による落札者選定に当たり、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、総合評価方式ガイドラインの定めに基づき評価を行い、評価値の最も高い者をいう。
落札者	落札候補者について、企業団と基本協定の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
企業長	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに維持管理に係る業務委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本協定	本事業の契約に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される協定をいう。
基本協定等	基本協定、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、機械設備等について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を原状程度に回復させることをいう。
計画修繕	沈でん池設備の運転が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設設備	本事業期間中に、事業者が新設する沈でん池設備であり、更新後の更新対象設備をいう。
既設設備	本事業開始前から企業団が設置し維持管理している設備をいう。 既設設備は、更新対象設備、継続利用設備に分類される。

用語	定義
更新対象設備	既設設備のうち本設計・工事期間中に事業者が更新する設備であり、更新後、新設設備と位置付ける。
継続利用設備	既設設備のうち本事業期間中を通じて使用する設備をいう。
建設JV	本事業の設計業務・施工（工事）を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
沈でん池機器	急速混和池、フロック形成池及び沈でん池に設置されているフラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、傾斜板及び排泥弁とその関連補機類の総称をいう。
監視制御設備	沈でん池機器の状態を監視し、運転等の指令を伝えるための設備の総称をいう。
日常点検	1日から1ヶ月程度の周期を目安に、五感による機器の運転状態確認、軽易な手入れ、記録及び注油等を行う作業をいう。
月例点検	1ヶ月から1年程度の周期を目安に、必要に応じて機器各部を短時間部分停止し、目視、触手等による異常の確認、軽易な修理、測定、注油、清掃等を行う作業をいう。
年次点検 （定期点検）	6ヶ月から2年程度の周期を目安に、機器を長時間停止し、内外部の状態を調査する作業をいう。
精密点検	機器等の性能変化、劣化の状態、摩耗等を調査するため、機器毎に定められた方法、周期等により行う作業をいう。
軽易な補修	材料を使用しない作業及び事業者が調達・管理する消耗材※による補修が可能な作業・調整をいう。（※オイル、グリース、Vベルト、グランドパッキン、その他パッキン類、ボルト類、シール材、補修塗装等）また、年次点検の結果、不具合が発見された場合の補修対応を含む。
開札	入札手続きにおいて、入札の締め切り後に、提出された入札書を開封し、入札価格や条件を確認する手続きをいう。

○ 本書の位置づけ

「神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業 入札説明書（以下、「入札説明書」という。）」は、企業団が綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業を DBM（Design Build Maintenance）方式により実施するに当たり、本事業に係る入札参加者を対象に交付するものである。なお、本書とともに公表する要求水準書、落札者決定基準、各種契約書（案）は本書と一体のものとして取り扱うものとし、これらの文書に記載がない事項については、質問回答によることとする。

入札説明書と一体のものとする文書は、以下のとおりとする。

- （１） 要求水準書
- （２） 落札者決定基準
- （３） 提出書類作成要領及び様式集
- （４） 基本協定書（案）
- （５） 工事請負契約書（案）
- （６） 業務委託契約書（案）

本入札説明書は、令和 8 年 4 月 10 日に公表した実施方針（案）修正版をもとに作成したものであるが、検討の過程で一部変更となっている項目がある。なお、入札説明書等の記載事項と、令和 7 年 12 月 19 日に公表した実施方針（案）に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用する。

○ 入札公告兼入札説明書

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が神奈川県内広域水道企業団にとって最も有利な内容の提案をした者を落札者とする「総合評価一般競争入札（技術提案型）」を行う。なお、「入札公告」の閲覧は競争参加資格確認申請期限で終了するため、保存（ダウンロード等）をしておくことを推奨する。

令和 8 年 8 月 4 日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 城 博 俊

第1章 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団 企業長 城 博俊

(3) 事業場所

綾瀬市吉岡 887 番地 綾瀬浄水場

(4) 事業形態

ア 本事業の方式

設計・施工・維持管理業務一括発注方式（DBM 方式）

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者による SPC（特別目的会社）設立は認めない。

イ 対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

(ｱ) 設計業務

(ｲ) 施工（工事）

(ｳ) 維持管理業務

- a 保守点検
- b 計画修繕
- c 計画外修繕
- d 池内清掃

ウ 事業者選定方式

総合評価方式（技術提案型）

エ 本事業のスケジュール（予定）

・基本協定の締結	令和 9 年 3 月頃
・工事請負契約の締結	令和 9 年 3 月頃
・維持管理業務委託契約の締結	令和 9 年 3 月頃
・事業期間	令和 9 年 4 月～令和 33 年 3 月 31 日
・設計・施工期間	令和 9 年 4 月～令和 18 年 3 月
・維持管理期間	令和 10 年 4 月～令和 33 年 3 月 31 日

※なお、設計・施工期間を短縮する提案があった場合であっても、事業期間及び維持管理期間は上記期間から変更しないものとする。

オ 本事業期間終了後の措置

企業団は、事業期間終了後も沈でん池設備を継続して使用するため、事業者は当該設備について企業団又は次期事業者に適切な引き継ぎを行うものとする。なお、本事業で整備した全ての設備が事業期間終了時点で満たすべき性能は、要求水準書等において定めるものとする。

2 提案上限価格

6,830,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

※設計・施工（工事）費及び維持管理費の合計

設計・施工（工事）費 : 6,174,000,000 円

維持管理費 : 656,000,000 円

※最高評価となった入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査制度取扱要綱第 7 条及び第 8 条に基づき調査を実施したうえで、落札候補者を決定する。

第2章 事業者の参加及び応募者の手続き等に関する事項

1 事業者の参加

(1) 事業者の参加及び選定スケジュール

事業者の参加及び選定スケジュール（予定）は、表 2-1 のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがあるため、その場合は、ウェブサイト等で周知する。

表 2-1 事業者の参加スケジュール（予定）

実施事項	日 程
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和 8 年 8 月 4 日
現地調査の実施	令和 8 年 8 月 20 日 ～8 月 25 日
第 3 回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和 8 年 8 月 26 日
第 3 回質問・意見に対する回答の公表	令和 8 年 9 月 28 日
入札参加資格確認書類の提出	～令和 8 年 9 月 30 日
入札参加資格確認通知の送付	令和 8 年 10 月 7 日
技術対話の実施	令和 8 年 10 月 14 日 ～10 月 21 日
入札（入札書及び提案書類の受付）	～令和 8 年 11 月 18 日
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和 8 年 12 月中旬
落札者の決定及び選定結果の公表	令和 9 年 2 月頃
基本協定締結	令和 9 年 3 月頃
工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結	令和 9 年 3 月頃

(2) 応募者の手続き等

ア 入札説明書、要求水準書等の配布

入札説明書、要求水準書等は、次のとおり配布する。

(ア) 配布期間 令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(イ) 配布方法 神奈川電子入札共同システム及びウェブサイト

(ウ) 問合せ先 総務部契約検査課契約係

(郵便番号) 241-8525

(住所) 横浜市旭区矢指町 1194 番地

(電話番号) 045-363-4961

※電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時

(電子メール) ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp

イ 現地調査の実施

現地調査は、次のとおり実施する。

参加希望者は、「現地調査参加申込書（第 2 回）（様式 5）」（ウェブサイトにて公表）を電子メールにより提出すること。

(ア) 実施日 令和 8 年 8 月 20 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

- (イ) 実施場所 神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場
- (ロ) 参加人数 各者 10 名以内とする。
- (エ) 申込期間 令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 18 日まで
- (オ) 申込先 総務部契約検査課契約係
(電話番号) 045-363-4961
※電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時
(電子メール) ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp
- (カ) 注意事項
 - a 申込期間終了後に現地調査の実施日時を調整し、各者個別に連絡する。
 - b 同一社内で異なる部署からの申込みがないようにすること。
 - c 入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。
 - d 現地調査では、本事業に関する質問には応じない。

ウ 第 3 回質問・意見の受付（入札説明書等）

入札説明書等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見をする者は、入札説明書等に関する質問・意見書（様式 7）を電子メールにより提出すること。

- (ア) 受付期間 令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 26 日まで
- (イ) 提出先 総務部契約検査課契約係
(電話番号) 045-363-4961
※電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時
(電子メール) ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp

エ 第 3 回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 28 日までに提出者を伏せたうえで、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。

オ 入札参加資格確認について

入札参加希望者は、受付期間内に入札参加資格確認に係る書類を提出すること。

書類の提出は、代表企業が行うこと。なお、提出書類に重大な不備が認められた場合は失格とする。

- (ア) 受付期間 令和 8 年 9 月 24 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (イ) 受付方法 「かながわ電子入札共同システム」により参加申請を行ったうえ、
(ロ)の提出書類を総務部契約検査課契約係に提出すること。
- (ロ) 提出書類 入札参加資格確認申請書類等
- (エ) 提出先 「かながわ電子入札共同システム」及び総務部契約検査課契約係
- (オ) 注意事項
 - a 実績を証明する書類に関する確認が必要な場合は、総務部契約検査課契約係に確認すること。
 - b 上記の確認は、入札参加資格確認申請書の受付期間前であっても行うことができる。

- c (ウ)の提出書類をメールで提出する場合は、後日、原本を持参もしくは郵送で総務部契約検査課契約係まで提出すること。
- d 入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を確認した上で、「事業別発注概要書」に記載する期限までに競争参加資格確認申請を行うこと。申請は、代表企業が「かながわ電子入札共同システム」を用いて行うこと。

なお、競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」に記載する誓約事項に同意したものとみなす。(※申請時に「参加資格要件をご確認ください」とのメッセージが表示された場合であっても、参加資格を満たしていることが自己確認できるときは、総務部契約検査課契約係へ連絡したうえ申請すること。(これは、公告日以前のデータに基づきシステムが準備されているため、公告後に資格を取得した場合等にも当該メッセージが表示されることがあるためである。)

カ 競争参加資格確認通知

競争参加資格確認通知は、「かながわ電子入札共同システム」を通じて所定の期限までに行う。

なお、競争参加資格が「有」と通知された場合であっても、開札後に改めて資格を確認し、資格が確認できた者のみを参加者として決定するものとする。

キ 技術対話

技術対話は、技術提案の採否等に関わる重要なものとして位置づけている。よって、技術対話では技術提案書に関する内容のみを扱い、既に公表された質問・回答の再質問は行わないこと。また、企業団が技術提案で求める内容を伝えるため、企業団からも質問を行うほか助言も行う。なお、技術対話への参加を希望する場合は、「技術対話内容書（様式8）」を期日までに電子メールで提出すること。

- (ア)実施日時 企業団が指定する日
- (イ)実施場所 神奈川県内広域水道企業団 三ツ境庁舎又は Web 対話
- (ウ)参加人数 各者 10 名以内とする。
- (エ)申込期間 令和 8 年 9 月 28 日から令和 8 年 10 月 2 日まで
- (オ)申込先 総務部契約検査課契約係
(電話番号) 045-363-4961
(電子メール) ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp

(カ)注意事項

- a 技術対話の実施日は、申込期間終了後に企業団から各者に連絡する。
- b 技術対話で確認したい項目及びその理由とそれを補足する資料について、技術対話補足資料（任意の書面）に記載し、電子メールにより提出すること。
- c 技術対話の結果は、後日、各入札参加者に電子メールで通知する。なお、企業団がすべての入札参加者に公開すべきと判断した技術対話の結果については、ウェブサイトに掲載する。
- d 技術対話の実施内容は、審査に反映しない。

ク 入札書類の提出

入札参加者は、入札書類を受付期間内に提出すること。なお、書類の提出は、代表企業もしくは委任を受けた者が行うこと。

(ア) 技術審査に係る技術資料の提出

- a 受付期間 令和 8 年 11 月 11 日から令和 8 年 11 月 18 日まで
(平日午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時)
- b 提出方法 持参とする。やむを得ず技術資料を持参できない場合は、「総務部契約
検査課契約係」に連絡すること。技術資料を期限までに提出しなかった
者は失格とする。
- c 提出書類 「提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。
- d 提出先 総務部契約検査課契約係
(郵便番号) 241-8525
(住 所) 横浜市旭区矢指町 1194 番地
(電話番号) 045-363-4961

(イ) 入札書の提出

- a 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「事業別発注概要書」に記載し
た期限までに提出すること。
- b 入札書には、課税事業者、免税事業者を問わず、消費税額及び地方消費税額を考慮
した見積価格の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。(落札決定に当たっ
ては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した
金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)
をもって落札価格とする。)
- c 入札執行回数は、原則として 1 回とする。開札の結果、予定価格の範囲内(失格基
準価格以上)の入札がないときは、再度入札を 1 回行う。その場合は「かながわ電
子入札共同システム」により速やかに通知書を発行する。なお、1 回目の入札に参
加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は再度入
札に参加することができない。

ケ 入札辞退届の受付

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、受付期
間内に入札辞退届を提出すること。なお、書類の提出は、代表企業もしくは委任を受けた
者が行うこと。

- (ア) 受付期間 入札参加資格申請書提出期限後から入札書類の提出まで
- (イ) 提出方法 「かながわ電子入札共同システム」により提出とする。
- (ウ) 提出書類 入札参加資格審査に関する提出書類に示す入札辞退届

コ プレゼンテーションの実施

技術提案が採用された入札参加者は、提案内容を補足するため、企業団に対してプレゼ
ンテーションを実施することができる。プレゼンテーションの実施を希望する場合は、実
施日時等を、後日、入札参加者に通知する。

サ 開札の日時

開札の日時は次のとおりとする。なお、開札の結果については、かながわ電子入札共同システムで、入札参加者に開示するほか、落札者決定の公表とともに、ウェブサイトにて公表する。

令和 9 年 1 月 27 日予定

シ 落札者決定の公表

落札者決定の公表は、次の日程でウェブサイトにて公表する。

ただし、公表の日程は変更される場合がある。

令和 9 年 2 月中旬（予定）

第3章 入札参加資格要件

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要する。（共同企業体の場合は全ての構成員を対象とする。）

(1) 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業に共通する事項

- ア 神奈川県内広域水道企業団の競争入札参加資格を有することについて、企業長の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 技術提案書を提出できる者であること。
- エ 発注工種に係る建設業法第 26 条の技術者を配置（共同企業体は各構成員ごと）できる者であること。
- オ 神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止措置期間中の者でないこと。
- カ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- キ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ク 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ケ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- コ 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- サ 令和 7 年 4 月に契約を締結した「相模原浄水場他沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者又はこれらの者と資本面及び人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、「相模原浄水場他沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者は、株式会社 NJS である。

(2) 応募者及び入札参加者の構成等

- ア 応募者は、単体企業又は複数の企業等により構成されるグループとし、本事業への入札を検討する者を「応募者」、このうち実際に入札を行う応募者を「入札参加者」と区分する。また、応募者を構成する者を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業若しくは受注する企業を「協力企業」という。なお、応募者が単体企業の場合においても「構成企業」と表現する。
- イ 応募者は、工事を実施する企業、維持管理業務を実施する企業により構成すること。

なお、各企業に必要な資格要件は「2 各業務における参加資格要件」による。

- ウ 構成企業は、複数の業務を兼ねることを可とする。各企業に必要な資格要件を満たす場合は単体企業でも参加できる（工事を実施する企業と維持管理を実施する企業が同一企業の場合、単体企業での応募は可とする）。
- エ 応募者の代表企業は、工事を実施する構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うこと。
- オ 応募者は、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（工事及び維持管理のいずれか）について明らかにすること。
- カ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めることができる。
- キ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。また、基本協定締結後において、選定されなかった入札参加者の構成企業が、選定された入札参加者の構成企業となることはできない。

(3) 事業別事項

「事業別発注概要書」に記載のとおりとする。

2 各業務における参加資格要件

(1) 工事を実施する企業の要件

- ア 工事を実施する企業は、基本協定の締結後に建設 JV を結成すること。ただし、単体企業の場合は、建設 JV の結成は不要である。
- イ 建設 JV を構成する企業数に上限は設けない。
- ウ 建設 JV の代表企業もしくは単体企業は、建設業法第 3 条に定める「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。
- エ 建設 JV を構成する企業（代表企業以外）は、建設業法第 3 条に定める「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。
- オ 建設 JV の代表企業もしくは単体企業は、有資格者名簿において、「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」に登録されていること。
- カ 建設 JV を構成する企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。入札参加資格確認申請書類の提出日において、有資格者名簿に登録されている点数とする。）について、担当する業種の経審点が表 3-1 の点数以上で、有資格者名簿に担当する業種が登録されていること。

表 3-1 本事業における業種ごとの経審点

項目	代表企業	構成企業
特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 1,000 及び 水道施設工事業 1,000	機械器具設置工事業 900 又は 水道施設工事業 900
有資格者名簿 (工事) 登録有無	機械器具設置工事 及び 水道施設工事	機械器具設置工事 又は 水道施設工事

キ 建設 JV の代表企業もしくは単体企業は、国内において、元請（共同企業体での実績は代表構成員）として、上水道施設における浄水能力 10 万 m³/日以上の上沈でん池設備の更新工事（設置工事含む）の実績があること。

ク 建設 JV は、本事業の業種（※1）に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任（※2）で配置できること。

※1「機械器具設置」又は「水道施設」とする。

※2 建設業法第 26 条における特例 2 号による監理技術者の専任義務緩和の適用を可とする。

ケ 上記クに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しているものとする。

(2) 設計業務を実施する企業の要件

ア 設計業務を実施する企業は構成企業又は協力企業とし、基本協定の締結後に結成される建設 JV を構成する企業としての参加は任意とする。設計業務を実施する企業を構成企業とする場合は表 3-2 に示すとおり、有資格者名簿において登録が認められている者とするが、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、設計業務に係る有資格者名簿の登録は問わない。

表 3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件

項目	業種
有資格者名簿 (コンサル)	上水道及び工業用水道

イ 設計業務を実施する企業を構成企業とする場合は、施設能力 10 万 m³/日以上の上沈でん池設備を設計した実績を有し、管理技術者として技術士（（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者を配置すること。ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、上記の資格及び実績は問わない。

ウ 「相模原浄水場他上沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者又は、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者は協力企業としての参加も認めない。

(3) 維持管理業務を実施する企業の要件

維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすこと。

- ア 維持管理業務を実施する企業は、基本協定の締結後に、維持管理JVを結成すること。
ただし、応募者が単体企業の場合は維持管理JVの結成は不要である。
- イ 維持管理JVは、建設JVの代表企業（建設JVを結成しない場合は工事を実施する企業）を構成企業に含めること。
- ウ 維持管理業務を実施する企業は、有資格者名簿（一般委託）において、「污水处理施設等保守管理の委託」に登録されていること。ただし、維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、1企業が当該登録を有していればよい。
- エ 公告の日前10年以内に、国内において、元請として、上水道施設における沈でん池設備の修繕及び保守点検業務の実績を有すること。なお、当該実績は、維持管理業務を実施する企業（JVを含む）で有していれば足りるものとし、修繕と保守点検業務は同一の契約に基づくものであることを要しない。

第4章 落札候補者及び落札者の決定

1 入札参加者の評価方法

入札参加者が提出した技術提案並びに設計業務、施工（工事）及び維持管理業務に係る計画策定能力や実現力、入札参加者の社会性・信頼性に関する資料に基づき算出した点数に技術評価比重を乗じた値（技術評価点）と、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した値に価格評価比重を乗じた値（価格評価点）の合計の数値（評価値）をもって行う。

評価方法の算出方法は、別紙「落札者決定基準」を参照すること。

2 落札候補者及び落札者の決定

企業長は、評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、落札候補者の申込みに係る価格が低入札価格調査制度取扱要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札候補者を落札者として決定する。評価値が同点の場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

ただし、入札価格の内訳のうち、設計・施工（工事）又は維持管理費がそれぞれ提案上限価格を超えた者、入札価格（設計・施工（工事）及び維持管理費の合計額）が失格基準価格未満の者については、評価を行わず、失格とする。（再度入札の場合も同様。）

くじ引きについては、「かながわ電子入札共同システム」では行わず、総務部契約検査課契約係において、同評価値の者によるくじ引きを実施する。

企業長は、評価結果について入札参加者にメール等にて通知する。各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して土日祝日を除く 6 日以内（閉庁日を除く）に、苦情申立書（任意の書面）を総務部契約検査課契約係に持参することにより説明を求めることができる。説明要求に対しては、受理した日から 10 日以内（閉庁日を除く）に回答する。なお、落札者を決定したときは、①落札者、②落札者を決定した理由、③入札参加者の評価結果について公表し、当該落札者及び入札参加者にメール等にて結果を通知する。

3 低入札価格調査

- (1) 本件は低入札価格調査制度の適用案件であるため、評価値の高い者の入札価格が調査基準価格（失格基準価格以上）を下回る入札であった場合は、当該入札者の落札決定を保留とし、調査のうえ、後日決定する。この場合、次順位者を落札者として決定したときは、当該入札者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対して落札者とならない理由を付して通知するとともに、他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨を通知する。
- (2) 低入札価格調査対象者は、調査の実施者から必要書類の提出の指示があったときは、指示があった日から起算して 4 日後（その日が休日に当たるときは、その翌日以後の直近の休日でない日）までに、当該書類を作成提出すること。なお、期日までに提出しない者が行った入札は無効とする。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、請負金額の 10 分の 1 に相当する金額以上を契約締結までに納付しなければ

ばならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 契約の相手方（以下「契約者」という。）が、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関の保証契約を締結しているとき。
- エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証契約を締結しているとき。

5 低入札価格調査対象者との契約

低入札価格調査対象者と契約する場合は、次の各号を条件として契約を締結する。

- (1) 当該工事に係る入札公告で定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に 1 人以上（当該調査対象者が特定建設共同企業体の場合においては、代表企業となる構成員から 1 人以上）専任で配置すること。
- (2) 工事請負契約書第 4 条第 2 項で定める契約保証金等の額は、請負金額の 10 分の 3 以上の額とする。
- (3) 工事請負契約書第 35 条第 1 項で定める前払金の額は、請負金額（継続費又は債務負担行為に係る契約の場合は各年度の出来高予定額）の 10 分の 2 以内の額とする。
- (4) 下請負代金の額にかかわらず、建設業法第 24 条の 7 第 1 項に定める施工体制台帳の提出を行うものとする。

6 落札後の手続き

- (1) 落札者は、基本協定締結後に本施設の設計及び工事と施設の維持管理を行うために、建設 JV 及び維持管理 JV を結成すること。建設 JV 及び維持管理 JV に係る協定書は任意とする。なお、単体企業の場合は、建設 JV 及び維持管理 JV の結成は不要である。
- (2) 落札者は、工事請負契約の締結後、内訳明細書を提出し、工事に関する単価について、企業団と協議の上、合意する。なお、物価変動に伴う工事費の変更は、合意した単価に対して行う。
- (3) 落札者は、業務委託契約の締結後、内訳明細書を提出し、業務委託に関する単価について、企業団と協議の上、合意する。なお、物価変動に伴う業務委託費の変更は、合意した単価に対して行う。

7 その他

- (1) 落札者が契約締結までに競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。
- (2) 契約の締結に当たっては、基本協定書及び契約書の作成を要する。なお、これらの作成に要する費用は、落札者の負担とする。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 入札関係書類に虚偽の記載（電子入札システムでの虚偽入力を含む。）をした者が行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 「内訳明細表」の提出のない者又は記載に不備がある者が行った入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者が決定通知のあった日から 10 日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失う。
- (6) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。
- (7) 開札した後であっても、契約が地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがある。
- (8) かながわ電子入札共同システムに障害が発生した場合は、入札を中止することがある。障害が発生した場合は、総務部契約検査課契約係に確認すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、各種法令及び神奈川県内広域水道企業団契約規程等の定めるところによる。
- (10) 公告についての問合せ先
総務部契約検査課契約係
(郵便番号) 241-8525
(住 所) 横浜市旭区矢指町 1194 番地
(電話番号) 045-363-4961